

●香川県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
平成23年 4月1日	医療法人財団エム・ アイ・ユー麻田総合 病院	社会医療法人財団エ ム・アイ・ユー麻田 総合病院	丸亀市津森町219番 地	社会医療法人財団 エム・アイ・ユー